

和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）に関する
意見の募集（パブリックコメント）で出た主な意見とその対応について

1. 概要

「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）」について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を実施しました。

- (1) 意見募集期間 : 令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで
- (2) 告知方法 : インターネット（常時閲覧可能） 和歌山県ホームページ（産業技術政策課ページ内）
閲覧場所による閲覧（閲覧時間は、9時00分から17時45分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
 - ア 和歌山県庁情報公開コーナー
 - イ 和歌山県商工観光労働部企業政策局産業技術政策課
 - ウ 那賀振興局地域振興部企画産業課、伊都振興局地域振興部企画産業課、
有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、
西牟婁振興局地域振興部企画産業課、東牟婁振興局地域振興部企画産業課
- (3) 意見提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール

2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出数 : 18件
- (2) 整理した意見総数 : 243項目
- (3) 提出された意見の概要と意見に対する考え方 : 別紙のとおり
- (4) 本案に関連のない意見 : 3件 155項目
- (5) 無効意見 : 2件 2項目

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
1	ゾーニングの方針	報告書には、洋上風力推進に向けた積極的姿勢も記述して欲しい。	報告書の「はじめに」にも記載のとおり、「洋上風力発電について、自然環境保護や社会的な事業環境の観点からゾーニングを行い、どの海域にどのような課題があるのかを整理しマップ化することで洋上風力発電の適正な立地が実現するよう促していくことを目的」としている。	無	-
2	ゾーニングの方針	カーボンニュートラル宣言、グリーン成長戦略といった最新の動向も含めるべき。(同旨意見8)	報告書案P1-2(2)上位計画、関連計画 ①風力発電に係るゾーニング実証事業の最後に、最近の国の動向等について、次のとおり追記する。 「なお、2020年10月、菅内閣総理大臣は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、同年10月、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定した。その中で、国は2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する導入目標を明示しており、案件形成の促進やインフラ整備を計画的に進めることとしている。」	有	報告書案 P1-2
3	ゾーニングの方針	和歌山市の沿岸海域についてゾーニングの対象範囲から省いた理由を記載されたい。(同旨意見2)	洋上風力発電の有望海域の目安とされている7.0 m/s以上（NEDO着床式洋上風力発電ガイドブック（第1版）による）の風が吹く日高郡から串本町の地域の沿岸海域を対象範囲としたため、和歌山市沿岸地域は対象範囲に含まれていない。報告書案P1-4の「1.2.1ゾーニング対象範囲」に対象範囲選定の理由を追記する。	有	報告書案 P1-4
4	ゾーニングの方針	「保全エリア」、「調整エリア」で事業検討をする際の和歌山県の考え（取扱い）が示されているが、「保全推奨エリア」での和歌山県の考え（取扱い）が示されていないので、明らかにされたい。(同旨意見6)	報告書案P1-7 ゾーニングの活用方法において、「保全推奨エリア」に該当する海域における方針を次のとおり記載する。「なお、「保全推奨エリア」に該当する海域で事業が計画された場合は、自然環境や社会環境への影響について、慎重に見極める。」	有	報告書案 P1-7

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
5	ゾーニングの方針	既に実用化され、商用利用段階にある着床式洋上風力発電の導入が不可欠であり、水深60メートル未満の着床式洋上風力発電に適した海域においても自然的・社会的条件を踏まえた調整エリアを設定すべきと考える。	本県は環境影響や人間活動への影響の程度などを考慮して、各項目ごとにエリア分けをしており、結果として、水深60メートル未満の海域において、調整エリアが設定されなかったものである。	無	-
6	ゾーニングエリアの範囲	一般海域の管理に関し、今回のゾーニングエリアについて、和歌山県の管轄区域について、国土交通省港湾局と調整が図られているのか。	国土交通省港湾空港部にヒアリングを実施したが、本事業は、あくまで、洋上風力発電に関して、和歌山県として考えられる留意点等を整理するものであるため、海域における府県の管轄範囲や境界線の存在とは直接関係ないとする。なお、ゾーニングのエリアについては特に指摘されていない。	無	-
7	ゾーニングの見直し	本ゾーニングにおいては、事業の概況をより詳細かつ正確に把握し、その結果を反映させるとともに、各調査の詳細な内容、予測及び評価の手法等に係る考え方、根拠等の必要な情報を正確に記載し、一般にも広く理解できる内容とすること。 また、洋上風力発電に対する国内外の最新の動向や状況を反映させるとともに、洋上風力発電に関する内容に変化があった場合は、本ゾーニングを随時更新するよう努められたい。	特定の事業を対象にゾーニングを行っているわけではないため、個別の事業計画の内容を反映させることはない。ゾーニングの見直しについては、社会情勢の変化や情報の変更により、必要に応じて更新していく。	無	-
8	検討会委員の構成	洋上風力発電事業で最も影響を受ける漁業者を委員としていない理由は何か。漁業者委員が不在の中で公平な判断ができるのか。(同旨意見2)	委員として、漁業に関する学識経験者1名に参加していただいている。また、県内の漁業協同組合をはじめ、近隣府県の行政や漁業協同組合連合会等にヒアリングを実施し、実態把握に努めた。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
9	エリア区分の定義	報告書案P2-1～2-3のエリア区分の名称について、和歌山県は、洋上風力導入に関してネガティブな印象がある。そこで、それぞれ次のような区分名称を提案する。 保全エリア → 保全エリア 保全推奨エリア → 保全推奨する調整エリア 調整エリア → 促進推奨する調整エリア	エリア区分の名称については、エリア区分の定義（表1.5-1）の考え方を簡潔に表した名称としている。	無	-
10	エリア区分の定義	報告書案 P1-32やP2-1の「 エリア区分の定義」に、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）をはじめ、経済産業省や国土交通省、NEDOが公表しているガイドライン・技術指針等により保全することが推奨されていると記述があるが、「保全推奨エリア」区分の考え方をまとめる際に用いた、ガイドライン・技術指針等の文献リストを示されたい。また、その各文献において、何を保全することを推奨されているから、保全推奨エリアの考え方として取り入れられたのかを、具体的に示されたい。	報告書案P2-15から2-19までの表中の「法令等に基づく設定根拠」欄において、保全推奨エリアとした考え方をどのようなガイドライン等を引用したかも交え、レイヤーごとに記載しているので、参照されたい。	無	-
11	エリア区分の定義	報告書案P1-32 及び P2-1のエリア区分、保全推奨エリアの考え方について、現状表記末尾に、『・・であるため、より丁寧且つ綿密な環境影響の予測評価を行う事を条件に事業の可能性を検討していくエリア』を追記変更する事を提案する。	保全推奨エリアかどうかに関わらず環境影響評価は法令に則り適切で行われる必要があると考えている。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
12	エリア区分の定義	報告書案P2-27に「ゾーニング対象範囲のうち、保全エリア、保全推奨エリア以外のエリアは環境影響が比較的小さいと考えられ、」とあるが、調査や既往文献の数が少ないだけではないのか。何を根拠に「環境影響が比較的小さい」と考えたのか、根拠を示すべきである。調査が全くされていない、若しくはほとんど調査されていない区域であれば、予防保全の観点から十分な調査が完了するまで手を付けないのが原則ではないのか。	各エリアの定義（報告書案P2-1）参照されたい。なお、仮に具体的な事業検討が行われる場合においては、必要に応じて現地調査を実施し、環境への影響を評価していただく必要があると考えている。	無	-
13	風車の諸元	9.5MWの風車（全長：187m、ハブ高105m、ブレード直径：164m）を風車諸元として想定している理由及び根拠は何か。現段階で導入の可能性がある風車規模は、幅広く存在し、設置基数も事業によって大きく異なることから、風車規模及び設置基数については、何通りかを想定し、本ゾーニングに反映させるべきである。（同旨意見3）	ゾーニングにあたっては、風車の諸元等について、ある一定の想定を行い、それに基づいたエリア設定を行っている。具体的には、今後、導入される可能性が高いと考えられる9.5MW機（全長：187m、ハブ高105m、ブレード直径：164m）としている。また、騒音に関する離隔距離の算定については、平均的な開発規模を想定し、基数を50基としている。風車の諸元、基数等については、実際に導入が検討された場合に、このような想定と異なる場合があるので、事業者自ら適切に評価する旨、記載している。	無	-
14	騒音	報告書案P1-24で、残留騒音とは、元々騒音計測をする地点にある音の事をだと理解している。それを35dBに想定しているとの事ですが、海岸の場合は「波音」がその35dBと言う事なのか、またその事は国の基準等に記載があると思うがその根拠となる基準を明確に表記すべきだと思う。	今回のゾーニングにおける残留騒音は、特に静穏が必要な地域を想定して35dBに設定している。なお、残留騒音の意味は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）で示されているとおりである。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
15	魚類	<p>・ニホンウナギは環境省公表のレッドリストにおいてIB類に分類され、「IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの」とされている。</p> <p>ニホンウナギの稚魚は、養殖用の種苗供給を目的として県知事によって採捕許可が行われ、採捕数量が水産庁に報告される仕組みとなっている。少なくとも、年別・月別の採捕数量データがあるため、解析を行うべきではないか。絶滅危惧種の鳥類の渡りのルートと同じである。絶滅危惧IB類の生物の生息が明らかであるにもかかわらず、評価を行わないのは不十分である。</p>	<p>報告書案P2-36の表2.2-1(2)事業計画における留意事項に「また、魚類、底生生物は漁業との関わりもあるため、事業を検討する際は関係者と協議を行うとともに、最新の情報収集に努め、必要に応じて調査・検討を実施する必要がある。」と追記する。</p>	有	報告書案 P2-36
16	魚類	<p>・洋上風力発電施設の基数が多くなった場合、発生するカルマン流に対する遊泳力の乏しい海生生物への影響を評価する必要があると思う。漁業資源として重要なカタクチイワシの稚魚や絶滅危惧IB類に指定されているニホンウナギ稚魚の河川への到達に関する影響など、様々な方面から検討を加える必要があると思う。</p>	<p>報告書案P2-36の表2.2-1(2)事業計画における留意事項に「また、魚類、底生生物は漁業との関わりもあるため、事業を検討する際は関係者と協議を行うとともに、最新の情報収集に努め、必要に応じて調査・検討を実施する必要がある。」と追記する。</p>	有	報告書案 P2-36
17	底生生物	<p>海溝に繋がる海底谷から浅海への入り口となる紀伊水道(全国的に見ても数少ない海底地形)は、調査が進めば駿河湾のように希少生物が多く存在する可能性を秘めた海域である。そのような場所で不十分な調査のまま施設建設を拙速に認めるような「調整エリア」といった曖昧な名称を用いるべきでない。1mm メッシュの底生生物調査から始め、詳細調査が必要な区域を選定する必要があるが、こうした底生生物に関する視点が欠如している。</p>	<p>報告書案P2-36の表2.2-1(2)事業計画における留意事項に「また、魚類、底生生物は漁業との関わりもあるため、事業を検討する際は関係者と協議を行うとともに、最新の情報収集に努め、必要に応じて調査・検討を実施する必要がある。」と追記する。</p>	有	報告書案 P2-36

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
18	景観	熊野参詣道（大辺路）の主要眺望点からの景観は、既に現況が文明景観となっている。他の眺望点からの景観と区別した整理はされるべきではない。（同旨意見3）	報告書案P1-12に記載のとおり、大辺路の主要な眺望点については、景観法に基づき策定された和歌山県景観計画において示されたものであり、他の眺望点とは区分して整理を行っている。 なお、報告書案P2-36に記載のとおり、主要な眺望点以外の眺望点も含め、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域内の眺望点からの景観については、必要に応じて遺産影響評価を実施するなど、事業者自らが世界遺産への影響がないことを証明する必要がある。	無	-
19	景観	報告書案ページ 1-11の 世界遺産からの眺望について、熊野古道中辺路は、世界遺産として県民としても大変重要ですが、大辺路については、街中の道なので遺産としての重要度は全く違うと思う。世界遺産の価値とは、観光業にどれだけ寄与するのだが、中辺路と同じレベルで大辺路の観光的価値に配慮する理由を明確に書かれない。 また、熊野古道からの眺望の遠景に人類の英知として開発された洋上風力発電が視界に入ることが、新たな景観、景観創造の観点から素晴らしいことと思う。	和歌山県景観計画では、中辺路及び大辺路だけでなく県内の世界遺産に登録された資産周辺を特定景観形成地域として指定しており、指定した地域は同様に和歌山県の良好な景観を形成する上で特に重要である地域であると考えている。	無	-
20	社会性	社会条件について、ゾーニングマップに反映されていないもの（電波法や気象レーダー、防衛関連施設等）があるが、反映していない理由を教えて欲しい。	施設の大きさ、設置場所等により、影響範囲が変わるもの（電波法、気象レーダー、防衛関連施設等）は事業の計画段階で個別具体的に協議いただくべきものであり、ゾーニングマップに反映していない。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
21		報告書案P2-1～P2-3, P1-20について、この報告書案では、昨年度の中間報告「自然環境編」では含まれていなかった「社会的調整が必要な事項」（漁業・船舶・航空機・観光産業への影響）が調査・評価の対象要素として加味されたが、「社会性については留意事項としてマップに反映しない」とされている。一方漁業に関しては、洋上風力事業検討上、最重要課題であり、また貴重なヒアリング実施結果も報告されているがその漁業操業実態を示す図面（図1.3-3）がゾーニングマップに反映されていない。これは、同じ社会的要素とされる船舶航行に関する事項に比し、漁業関係事項の軽視とも疑われる。漁業操業実態は地図上でのエリア設定を示す事が難しい事項である事は一般にも理解されると思われるのでゾーニングマップへの重ね合わせはしないとしても、少なくとも「図2.1-1ゾーニングマップ（案）」の「世界遺産等の景観に影響があると考えられる範囲」図と同様に、図1.3-3をゾーニングマップ上に補助図として明記される事が洋上風力事業に関わるゾーニング報告書として適切なマップになると思量される。	社会性についてはマップに反映していることから、本文を修正する。 漁業関係などエリア設定が困難なものは、報告書2.2章の「事業計画における留意事項」を参照するようマップに記載している。	有	報告書案 P2-1
22	航路	船舶がふくそうして航行する紀伊水道において、海上交通の安全確保の観点から、漁船を含む小型船については十分な調査がなされておらず、不十分ではないか。 （同旨意見3）	航路等については、報告書案P2-37に記載のとおり、関係者との協議が必要である旨、留意事項として記載している。	無	-
23	漁業、水産資源への影響	ゾーニング対象範囲での操業実態の図面は重要な情報であるので、改善が必要。（同旨意見3）	図面の作成方法を追記する。また、見やすい図面となるよう、修正する。	有	報告書案 P1-20

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
24	漁業、水産資源への影響	報告書案P1-19に「棒受網は、主に潮岬より東側での操業となっている。」という記述があるが、紀中地区においても近年は減少傾向にあるものの、棒受網漁業を許可漁業として営んでいるため、若干の違和感を持った。	ご指摘を踏まえ、「棒受網は、潮岬より東側での操業が多かった。」と、表現を見直す。	有	報告書案P1-19
25	漁業、水産資源への影響	再エネ海域利用法第8条第1項第5号（促進区域指定基準）で「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。」とあるが、報告書案のヒアリング結果概要にも記載されているとおり、現時点では、漁業関係者にとっては漁業に支障を及ぼすと言えない。（同旨意見8）	ヒアリングの結果等も踏まえ、報告書案P2-39のとおり、事業計画における留意事項として、「事業を検討する際に事業者は、検討する海域がゾーニング範囲のどの海域であっても、県内全体の漁業関係者との十分な調整・協議を行い、漁業関係者の意見を踏まえ、漁業協調策を含めた両者の共存策を検討する必要がある。」と記載している。	無	-
26	漁業、水産資源への影響	洋上風力発電事業が実施される場合、漁業に及ぼす影響が懸念されることから、漁獲対象となる魚類等に対しても調査を行う必要がある。（同旨意見2）	導入が想定される風力発電施設は、様々な型式、規模、基数、設置場所などが考えられ、水産資源や漁業に与える影響については、さまざまなケースが考えられる。そのため、実際に事業を計画する事業者自らが、必要に応じて、適切に評価する必要があると考える。	無	-
27	漁業、水産資源への影響	報告書案P1-20で、これだけの操業実態を確認しておきながら、「調整エリア」にするのはどういう基準によるのか。「調整エリア」とする基準や条件を明確に示してもらいたい。航行安全を含め、「保全エリア」とすべきではないか。（同旨意見8）	報告書案P2-1に記載しているエリアの定義の考え方に照らし、エリア分けをしている。なお、P2-39にあるとおり、仮に洋上風力発電の事業の検討がなされる場合は、漁業実態を十分に考慮する必要があると考えている。	無	-
28	漁業、水産資源への影響	報告書案P1-19で、許可漁業に関して記述するのであれば、許可区域を図示して当然であるが、何故しないのか。	洋上風力発電事業の検討においては、操業状況を踏まえる必要があるため、これについて、ヒアリングを行い、報告書案P1-20の図1.3-3のとおり、操業実態を図示している。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
29	漁業、水産資源への影響	報告書案P1-21で「専門的な船舶交通の安全対策の検討」との記述があるが、漁業操業場所の変更を余儀なくされた漁船の代替漁場と船舶交通の安全についても配慮が必要」との記述を加えてはどうか。	ヒアリングの結果をまとめた記載ですが、ご指摘いただいたご意見はヒアリングの回答にはありませんでした。	無	-
30	漁業、水産資源への影響	・第6回検討会は、海上に障害物が存在することで漁業にどのような影響があるのか全く議論されていない。 底びき網やバッチ網が本当に周辺海域で安全に操業できるのか、延縄漁業の操業にどの程度影響を与えるのか、漁業の本質に関して議論されていないのはなぜか。 ゾーニング自体何の意味も持たなくなる。	県内の漁業協同組合をはじめ、近隣府県の行政や漁業協同組合連合会等にヒアリングを実施し、実態把握に努めてまいりました。漁業影響のヒアリング結果はゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）ページ1-19に記載しており、第6回検討会では、事務局から丁寧に説明させていただきました。	無	-
31	漁業、水産資源への影響	促進区域以外の区域にあつては、海面を利用している全ての者と先行利用している事業者（漁業者・遊漁船業者・海運業者等）が協議を行うことが必要であると明記すべきである。 漁業操業区域が経営上、重要な区域かどうかを個別判断したうえで、必要な者に対しては経営に与える影響を正確に算定したうえで、生活権の侵害に対する補償を行うべきであり、このことを報告書に明記してはどうか。	先行利用者との協議の必要性については、報告書案P2-37から2-39に記載している。 協議による合意内容（補償を含む）については、様々なケースが考えられることから、記載しないこととする。	無	-
32	漁業、水産資源への影響	太平洋広域漁業調整委員会（水産庁所管）の承認を受け、ゾーニングエリアを操業区域とする「沿岸くろまぐろ漁業」が操業されている。 この漁業は、水産庁が新規の承認を認めていないため、一部利権化しており、個々の補償交渉が必要になる可能性がある。1万隻近くの意見を直ちに取りまとめるのは困難であり、水産庁としての意見を報告書に記述すべきではないか。	報告書案P2-39の留意事項に、「他地域から入漁する漁業関係者もあることから、それらの漁業関係者に対しても十分な調整・協議を行う必要がある」旨、記載している。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
33	漁業、水産資源への影響	<p>第6回検討会の議事要旨に「ただ情報を提供しすぎると偏った情報と思われるも困る。」という委員の発言が掲載されているが、発電企業に偏った審議がなされていないか疑問が残る。</p> <p>漁業操業と洋上風力発電施設の存在との関係性が全く議論されていないのはなぜか。</p> <p>全国各地の洋上風力発電施設計画に対して漁業との共存を探ろうとしている話は承知しているが、延縄漁業や底びき網、バッチ網との共存が図られた事例を知らない。</p> <p>検討会では、こういった海域の先行利用である漁業経営の持続性をどう確保するかといった観点から議論すべきではないのか。</p>	<p>検討会において、各委員からは、公正中立な観点から洋上風力発電施設の漁業に与える影響等について、ご意見をいただいているところである。</p> <p>また、報告書案P2-39のとおり、事業計画における留意事項として、「事業を検討する際に事業者は、検討する海域がゾーニング範囲のどの海域であっても、県内全体の漁業関係者との十分な調整・協議を行い、漁業関係者の意見を踏まえ、漁業協調策を含めた両者の共存策を検討する必要がある。」と記載している。</p>	無	-
34	漁業関係の2次的影響	<p>紀伊水道とその周辺海域だけで全国の約3割のもののシラス干しが生産されている。これだけ多くの漁獲があるということは、漁業者はもちろんのこと加工業者、流通業者、小売業者更には飲食店に至るまでどれだけの人が関わっているか想像してみしてほしい。</p> <p>漁業者以外の実態調査や意見聴取がなされないまま議論が進められていることに大きな不安を覚える。</p>	<p>洋上風力発電の影響の詳細については、必要に応じて、事業者が検討すべき事項であると考えます。</p>	無	-
35	災害リスク	<p>和歌山県は、台風の通過地点でもあり上陸地点でもある。また温暖化の影響で大型化している、また南海トラフも起こる可能性もある。自然の力は、想定外の破壊力をもっている。</p> <p>倒壊が、何基にも及んだ場合、企業は倒産、保険会社はお手上げになれば、結局、最終和歌山県で撤去しなければならなくなると思う。税金等があっても、一つの大きな災害で税金以上の負担になると思う。</p>	<p>災害リスクについては、「2.2.3事業性に係る留意事項」（報告書案P2-40から2-41）で留意事項として記載している。</p>	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
36	事業性	事業性を考慮外としたことにより、実効性が著しく低い報告書になっている。(同旨意見2)	導入が想定される風力発電施設は、様々な型式、規模、基数、設置場所などが考えられ、事業性についてはそれぞれ異なるものとする。そのため、実際に導入を検討する場合には、事業者自らが適切に評価する必要があると考える。	無	-
37	事業化のための法的手続き	遺産影響評価手続(事前協議～調査予測評価～審査)はどのように進めていく必要があるのかよく分からない。「遺産影響評価」の①手続きフロー、②和歌山県庁内の相談窓口を明示いただく等、補足説明を加えられたい。	各種法令に関する対応については、事業者で対応いただきたいと考えている。なお、遺産影響評価についてのご相談は、県文化遺産課にお願いする。	無	-
38	事業化のための調整	報告書案P2-27に「調整が必要な事項について、各事項の課題についての検討や、調整が必要な関係者との事業の可能性についての協議等の取組を実施した上で、事業の可能性について検討を進めていく必要があります。」との記述があるが、調整を行う主体は誰か。「調整が必要な関係者」とは具体的に誰か。(同旨意見2)	事業者が調整主体となる場合を含め様々なケースが考えられる。調整が必要な関係者については、計画される風力発電施設の型式、規模、基数、設置場所などによって異なるが、報告書案P2-35から41の「事業計画における留意事項」を参考にされたい。	無	-
39	事業化のための調整	・漁業権者である漁業協同組合がオブザーバーに入っていないことに驚愕する。 検討会でいかなる結論を出したとしても、漁業権者の同意がなければ洋上風力発電施設を1基も建設できないことを明記しておくべきである。	和歌山県では、由良町から串本町までの沿岸海域という広範囲でのゾーニングを実施しているため、和歌山県漁業協同組合連合会にオブザーバーとして参加いただいている。また、県内の漁業協同組合をはじめ、近隣府県の行政や漁業協同組合連合会等にヒアリングを実施し、実態把握に努めてきた。さらに、事業の実施には、関係漁業者の同意が必要なことは承知しており、報告書案P2-39の留意事項にも「十分な調整・協議を行う必要がある。」と記載している。	無	-

番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	修正の有無	修正箇所
40	用語集	「着床式」や「浮体式」など、洋上風力発電に関する基本的な用語についても明記してほしい。	「着床式」、「浮体式」などの用語を用語集に追記する。	有	報告書案 P3-5
41	その他	今後予定されている地元関係各位や事業者向けの説明会の実施、令和3年度以降の継続的なゾーニングに関する情報更新といった形で情報提供を継続して頂くことは事業者としても大変有益にて、地元関係各位や事業者へのタイムリーな情報提供を引き続き頂けると幸甚。	必要に応じて、ゾーニングの更新を行うとともに、説明会の開催等により洋上風力発電に係る普及啓発や情報提供を行っていく。	無	-
42	パブコメ意見の取り扱い	昨年度のパブリックコメントにおいて、和歌山県知事に都合の悪い意見は情報操作され、意見が届いていないことにされ、関連の無い意見にされ、無効意見にされ抹殺されてきている。今年の漁業を含めた社会環境編にあっては、海上の県境は避けて通れない課題である。制度としてパブリックコメントを実施する県であれば、不都合な意見にあっても掲載したうえで、堂々と反論すればいいのではないのでしょうか。（同旨意見3）	パブリックコメントでは、事前に示した「提出された意見の取り扱い」にならい、公正に行っている。	無	-